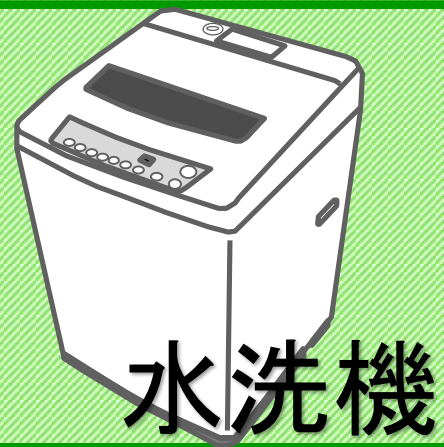
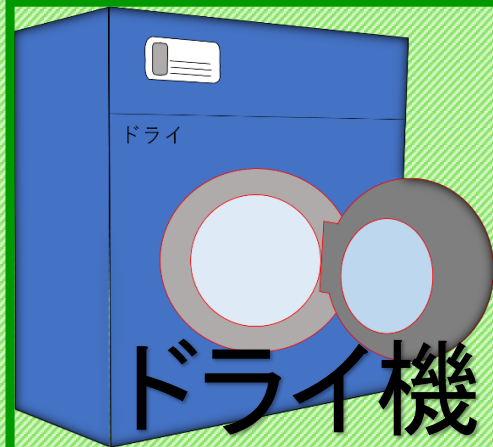




## 洗濯施設の設置等をお考えの方へ

洗濯施設を設置・変更・廃止などをする場合、環境法令で以下のような規制がかかる可能性があります。以下の例はあくまで一例で全てを網羅しているわけではありませんので、詳しくは裏面に記載の各法令所管課担当にご相談下さい。



### 環境法令に基づく規制の例

1

#### 洗浄施設（クリーニング施設）

洗浄施設（クリーニング施設）を設置・変更・廃止する際には、横浜市生活環境の保全等に関する条例（市条例）の申請、下水道法・水質汚濁防止法（水濁法）の届出が必要になる場合があります。

市  
条  
例

56-(1)-(1)  
56-(1)-(2)

下  
水  
道  
法

67

水  
濁  
法

67

2

#### ボイラー・冷温水発生機

ボイラーや冷温水発生機を設置・変更・廃止する際には、市条例の申請、大気汚染防止法（大防法）の届出が必要になる場合があります。

市  
条  
例

61-(1)-(1)  
61-(1)-(2)

大  
防  
法

ばい煙1

3

#### 送風機・コンプレッサー

送風機やコンプレッサー（ボイラー等に内蔵されているものも含む）を設置・変更・廃止する際には、騒音規制法（騒音法）・振動規制法（振動法）の届出が必要になる場合があります。

騒  
音  
法

2

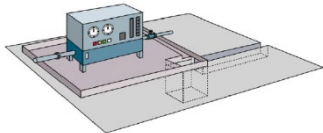
振  
動  
法

2

※法令種類の下に記載している番号は、各法令の施設番号等を例示しています。

## テトラクロロエチレン（パードライ）、ソルカン（フッ素ドライ）をご使用の場合

### ■設置の際：地下浸透防止対策が必要になります



有害物質を地下に浸透させないための対策が必要になります。（水濁法・市条例）

### ■施設又は事業所を廃止する際：土壤汚染対策に関する申請・届出が必要になる場合があります

水質汚濁防止法または下水道法の特設施設を廃止する場合または事業場が無くなったりする場合（敷地の一部廃止を含む）（土壤汚染対策法・市条例）

### ■形質変更する際：土壤汚染に関する申請・届出が必要になる場合があります

形質変更（敷地内の土地を掘ったり、盛ったりする）をする場合（土壤汚染対策法・市条例）

●**家庭用洗濯機について**  
洗濯業のために用いる家庭用洗濯機については、届出の対象となります。

●**コインランドリーについて**  
コインランドリーの洗浄施設は水濁法・下水道法・市条例の届出対象とはなりません。  
（※テトラクロロエチレンを使用しているコインランドリーは届出対象となります。）

## その他の申請・届出が必要になる場合もあります

### 発電機

常用の発電機を設置等する場合（市条例）

### 塗装の作業

塗装ブース等を設置等する場合（市条例）

### PRTR

届出対象事業者（業種・従業員数・対象化学物質の年間取扱量で決まる）の場合（PRTR法）

### 地球温暖化対策計画書

一定規模以上の温室効果ガスを排出する場合（市条例）

※その他にも申請・届出が必要な場合があります。詳しくは、窓口でご相談下さい。

## 担当部署と連絡先

主な所管する環境法令	担当部署	連絡先
横浜市生活環境の保全等に関する条例	環境管理課 条例担当	045-671-2733
化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）	環境管理課 企画・化学物質担当	045-671-2487
横浜市生活環境の保全等に関する条例（地球温暖化対策計画書関係）	環境管理課 計画書制度等担当	045-671-4224
大気汚染防止法	大気・音環境課 大気担当	045-671-3843
騒音規制法・振動規制法	大気・音環境課 騒音担当	045-671-2485
水質汚濁防止法	水・土壤環境課 水質担当	045-671-2489
下水道法	水・土壤環境課 下水道担当	045-671-2835
土壤汚染対策法	水・土壤環境課 土壤対策担当	045-671-2494

総合お問い合わせ窓口はこちら

### 環境創造局 環境保全部 環境管理課

〒231-0005  
横浜市中区本町 6-50-10  
TEL 045-671-2733 FAX 045-681-2790

インターネットの情報もご覧ください

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/>

●このリーフレットの制作は令和4年12月です。法令の改正等により内容に変更のある場合があります。